

ガンのヘンリクスと *propositio magistralis*

——意志の悪と理性の誤り——

松 根 伸 治

1. ヘンリクスの基本的発想と 1277 年の禁令

行為の成立に意志と理性がどのように関わるかという論点は、13世紀末の学者たちの主要な関心事のひとつであり、意志の優位を強く主張した人々のひとりにガンのヘンリクスがいる。ヘンリクスは1275年から92年までパリ大学神学部で活動した在俗の教授で、1293年に亡くなった¹⁾。その考え方の特徴を示す見解をいくつかあげてみよう。いわく、意志は魂の全体を支配する能力であり理性よりも上位にある。意志のはたらきに関連して、理性が動かすと言われるのは比喩的な意味にすぎない。人間の自由の根拠は理性に由来するのではなく意志自身に内在する。こうした基本的構想は、すでに最初の『任意討論集』で表明されているが²⁾、主意主義的立場は後の著作においても一貫している。本稿で主意主義 (*voluntarism*) という呼称は、行為を特徴づける要因や自由の根拠として、理性よりも意志を重視する立場を言うものとし、主知主義 (*intellectualism*) に対置される概念と規定しておく。どちらも当時の人々が用いた語ではないが、議論の整理のために便宜上これらの呼称を用いることにする。

ヘンリクスは、パリ司教エティエンヌ・タンピエが1277年の禁令準備のために召集した委員会の一員であった。『任意討論集』第1巻は禁

1) ヘンリクスの生涯と著作年代について、おもに次の文献を参照した。P. Porro, "Doing theology (and philosophy) in the first person: Henry of Ghent's *quodlibeta*," in C. Schabel (ed.), *Theological quodlibeta in the Middle Ages: The thirteenth century* (Leiden: Brill, 2006), 171-231; G. A. Wilson, "Henry of Ghent's written legacy," in Wilson (ed.), *A companion to Henry of Ghent* (Leiden: Brill, 2011), 3-23.

2) *Quodlibet* I, q. 14 (Opera 5, 89); q. 16 (Opera 5, 107-8).

令発布の数か月前に行なわれた討論（1276 年待降節に開催）にもとづくもので、ヘンリクスの見解は禁令の内容にも反映している。この禁令が誤謬として列挙し、パリ大学で教えることを禁じた 219 の命題のうちには、人間の意志を主題とするものが 20 箇条ほど含まれており、そのなかでも、理性（ないし認識一般）が意志のはたらきを決定するという思想傾向を示す点で教授禁止の対象とされた命題が目立つ。ヘンリクスが後の著作で入念に議論することになる次の二つの条項を考察の出発点にしよう。

129 条 情念がとどまり個別的な知が現にはたらいっているとき、意志はそれに反してふるまうことはできないということ（*Quod voluntas, manente passione et scientia particulari in actu, non potest agere contra eam*）。

130 条 もし理性が正しければ意志もまた正しいということ（*Quod si ratio recta, et voluntas recta*）³⁾。

130 条で禁じられている命題は一般的な言葉遣いなので、これだけでは何が問題かわかりにくい。だが、これに続く理由を見る限り、理性と意志の関係の倫理的な分析として不適切というよりは、伝統的な神学上の文脈が断罪の裏付けとされている。

誤謬。なぜなら、『詩篇』〔119, 20〕の言葉、「私の魂は欲することを熱望した、云々」に対するアウグスティヌスの註解に反するからである。さらに、この主張によれば、意志の正しさのために恩恵は必要なく、必要なのは知識だけだということになってしまうが、これはペラギウスの誤謬だったからである⁴⁾。

3) 原文は *La condamnation parisienne de 1277* (ed. Piché), 118 に依拠し、命題の番号はもとの配列順による（*CUP* I, 551）。Mandonnet の整理による配列では順に 169, 166 番にあたる。cf. P. Mandonnet, *Siger de Brabant et l'averroïsme latin au XIII^{me} siècle*, 2^{me} éd., II (Louvain: Institut Supérieur de Philosophie de l'Université, 1908), 188.

4) Error, quia contra glossam Augustini super illud Psalmi: «Concupivit anima mea desiderare», etc., et quia secundum hoc, ad rectitudinem voluntatis non esset necessaria gratia, set solum scientia, quod fuit error Pelagii (ed. Piché, 118).

もう一方の 129 条の背景にはアクラシアの問題がある。悪いと知りながら、その知に反して行動してしまう現象をどう理解すべきか。また、厳密に言ってそういう事態がありえるのか。13 世紀半ば以降の学者たちは、ラテン語訳を通じて『ニコマコス倫理学』第 7 巻の *akrasia* の分析を学び、この問題を *incontinentia* (無抑制) あるいは *peccatum ex infirmitate* (弱さによる罪) という術語で呼んで論じた。禁令箇条と関わるのは次のような議論である。甘いものは自分の体によくはないから食べないという方針を立てている人が、つい甘いお菓子を口にしてしまう場合を考えてみよう。当人の中で「甘いものを摂るのはよくない」という基本原則は常に保たれている。しかし、魅惑的な菓子を目の前にして、わき起こる欲望が理性を一時的に曇らせる。「今これを食べるのは悪いことだ」という認識が埋没し、これを食べることが何らかの意味で善い行為として心に浮かぶ。ここで成立する個別的判断は、甘いものを禁じる一般的な知の内容と矛盾し、この知が正しい行動に結びつくのを遮断する。その誤った判断が活性化している限り、意志はそれに反抗することはできず、結果的に人は甘いものを食べてしまう。これが無抑制である。——しかし、このような説明は認めがたいと禁令は主張している⁵⁾。

本稿の目的は、上記二つの禁令箇条と “*propositio magistralis*” と呼ばれる命題を手がかりに当時の論点を整理し、この点に関わるヘンリクスの考え方を明らかにすることである。まず、罪の原因として意志を重視する立場を概観し (第 2 節)、これに対する主知主義陣営からの批判について検討する (第 3 節)。そのうえで、ヘンリクスによる禁令解釈をあらためて考察することにした (第 4 節)。

5) 禁令がどの論点を重視して誤謬と断じているかは判然としないが、想定されているのは以上のような議論だと考えるのが妥当だろう (*eam = scientiam*)。しかし、次のような別の解釈もありうる。理性は或る具体的行為を避けるべきだと正しく判断しているが、同時に、その悪い行動に向けてそそのかす情念が力をふるう。つまり、情念と個別知が対立する状況である。このとき意志は、理性の適切な判断にもかかわらず、情念に流されてしまい抵抗することができない (*eam = passionem*)。B. Kent, *Virtues of the will: The transformation of ethics in the late thirteenth century* (Washington, D. C.: CUAP, 1995), 78 が、この両方の解釈が可能で条文はあいまいだと指摘している。

2. 先行する意志の悪 (*Quodlibet* I, q. 17)

ヘンリクスは『任意討論集』第1巻17問で、「意志の逸脱は理性の逸脱によって引き起こされるか、あるいは逆か」を問い、論敵の立場について次のように述べている。或る人々の考えでは、この行為をなすべしという理性の判断が定まると、その判断がとどまっているあいだ、「意志は身動きがとれなくなり、変化しえない必然性によって束縛され、理性が命じる以外の仕方では意志したり選択したりできなくなる」。つまり、いったん理性が何かを個別的善として把握すれば、それを意志しないのは不可能だと見なす立場である⁶⁾。

ここで批判の対象になっている主知主義的決定論⁷⁾に従うなら、結果的に意志の悪いはたらきが生じる場合、その原因として何らかの知的な不備がかならず先立っていたことになる。たしかに、罪の行為に無知や誤りが関わっていることはヘンリクス自身も否定しない。しかし、彼が上記の問いを立てたとき、議論の焦点はもっぱら意志と理性の先後関係に定められており、批判の射程内にはトマスも含まれていたと考えられる。というのは、情念が理性の正しい判断を阻害し、この誤った判断にもとづいて意志が罪の行為を生み出すという考え方をトマスの論述の中に見出すことができるからである⁸⁾。

このような理性の“先行性”を否定するためにヘンリクスは二つの論

6) *Quodlibet* I, q. 17 (Opera 5, 123): ut per consilium finito iudicio et conclusa sententia rationis de agendis, pro puncto et hora qua stat eius iudicium, sive fuerit rectum sive erroneum, immobilitatur voluntas et immutabili necessitate astringitur ut non possit aliter velle aut eligere quam ratio dictaverit. [...] sic quandocumque aliquid comprehenditur ut bonum aliquod particulare determinatum iudicio rationis, non potest voluntas illud non velle, sive determinetur esse melius aliis sive in se absolute determinetur esse eligendum. (邦訳 723 頁を参照。)

7) ゴドフロワがこれに近い議論を行なっている。拙稿「十三世紀末の主知主義論争——フォンテーヌのゴドフロワの立場」, 関西哲学会年報『アルケー』22号(2014年) 157-67頁, とくに162-63頁を参照。

8) *ST* I-II q. 75, a. 2, ad 1: Ipsa autem potentia voluntatis est causa peccati in potentia, sed reducitur in actum per motus praecedentes et sensitivae partis primo, et rationis consequenter. Ex hoc enim quod aliquid proponitur ut appetibile secundum sensum, et appetitus sensitivus inclinatur in illud, ratio interdum cessat a consideratione regulae debitaе: et sic voluntas producit actum peccati.

拠を示す。第一に、情念の影響で理性の判断が曇るという場合、このことは、意志が感覚的欲求に同意を与えることによって始めて生じる。情念にはそれ自体で理性の機能を奪うほどの力はないからである。先に意志による同意という逸脱があり、それが原因となって、情念による理性の逸脱が引き起こされるという因果関係が強調されている⁹⁾。第二に、無知をまったく前提しない罪が存在し、その典型例はアダムの最初の罪である。無垢の境涯にあった人祖の場合、理性の過誤が罪に先立つことはありえず、自分の行為に関する完全に正しい認識があったはずである。したがって、主知主義的な罪のとらえ方では原罪を理解できない。こうしてヘンリクスは、「かの最初の人、理性におけるいかなる誤りも先行することなく罪を犯した。むしろ、正しい理性の確定的判断に逆らい、直接に行動することで罪を犯した」と論じる。そして、意志の自然本性そのものに着目すれば、アダムに起きたことは私たち誰にでも当てはまる¹⁰⁾。根源的あり方こそが典型的パターンのはずだと考えるわけである。

したがって、設定した問いに対するヘンリクスの解答は明快である。罪の原因として、理知的な面の逸脱よりも意志の逸脱のほうが先立つと見なすべきである。罪の考察においても、理性に対する意志の先行性という基本線は揺るがない。

3. 「理性に誤りがなければ意志に悪はない」

13世紀末以来、学者たちが“*propositio magistralis*”と呼んで議論した一文がある。それは、「理性のうちに誤りがなければ意志のうちに悪はない (*Non est malitia in voluntate, nisi sit error in ratione*)」¹¹⁾という

9) *Quodlibet* I, q. 17 (*Opera* 5, 140): Immo si deordinatio vitiosa fiat in voluntate, hoc est ex sua prava delectatione vel consensu in fruitione boni apparentis cum sensu, ut ipsamet sit prima causa suae deordinationis, sicut dictum est supra, non aliqua ignorantia vel deordinatio rationis.

10) *Quodlibet* I, q. 17 (*Opera* 5, 128-29): necesse habet concedere quod nullo errore praecedente in ratione peccavit ille primus homo, sed directe agendo contra determinatum iudicium rationis rectae. Quod si sic posse agere tunc fuit voluntatis humanae naturae, et nunc est. (邦訳 729 頁を参照。)

11) 本稿で *malitia* は意味を限定せずに「悪」と訳す。スコラ倫理学における *malitia* の用法と近年の研究状況について次が参考になる。B. Kent, “Evil in later medieval philosophy,” *Journal of the History of Philosophy* 45 (2007), 177-205, esp., 193-96.

命題で、エギディウス・ロマーヌス（1316年没）の『命題集註解』第1巻に由来するものである。彼をとりまく当時の状況については研究者間で意見が一致しない点もあるが、今の話題に関わる限りで歴史的いきさつの大筋のみを略述しておこう¹²⁾。

エギディウスはパリ大学神学部で学び、1269年から72年にかけて、おそらくトマスの講義を聴いた。1277年3月7日——トマスの死からちょうど三年後——の禁令発布後まもなく、禁令を起草した委員会と同じメンバーがタンピエ司教によって再び集められ、神学部で命題集講師の地位にあったエギディウスの著作を調査。その結果、『命題集註解』の中から51の教説が誤謬とされ、彼はそれらの撤回を求められる。これに対して本人は『弁明 (*Apologia*)』を執筆し自説を擁護しようとしたが成功せず、結果的にパリを追われた。やがて1285年、教皇ホノリウス4世のとりなしにより、パリ大学の神学部教授たちによる会議が開かれ、同年エギディウスはパリ大学に復職を果たす。そして、以上の経緯のどこかの時点で、「理性のうちに誤りがなければ意志のうちに悪はない」¹³⁾とするエギディウスの主張について、神学教授たちがこれを容認するという出来事があった。それが禁令直後の委員会でのことか、それとも85年の会議でのことかを確定できる決定的証拠はない。ともかく、この主張は「マギステルたちが容認した命題」という意味をこめて、*propositio magistralis*（以下PMと略記）の通称で呼ばれるようになった。

PMの内容はトマスの考えに近い。実際、『神学大全』では、「理性の何らかの無知や誤りを伴わずに意志が悪に向かうことは決してないであろう」と言われている¹⁴⁾。しかし、このトマスの言葉やPMから、“理

12) 次の一段落でもおもに依拠したのは以下である。R. Wielockx, “Henry of Ghent and the events of 1277,” in G. A. Wilson (ed.), *A companion to Henry of Ghent* (Leiden: Brill, 2011), 25-61; P. S. Eardley, “The problem of moral weakness, the *propositio magistralis*, and the condemnation of 1277,” *Mediaeval Studies* 68 (2006), 161-203, esp., 175-77; 前掲 Kent, *Virtues of the will*, 79-81.

13) *Apologia* には同主旨の命題が二つ見出される。[24] Non est malitia in voluntate, nisi sit error in ratione. [51] Numquam est malitia in voluntate, nisi sit error vel saltem aliqua nescientia in ratione. (ed. Wielockx, 54, 59).

14) *ST I-II* q. 77, a. 2. c.: voluntas nunquam in malum tenderet, nisi cum aliqua ignorantia vel errore rationis.

性の誤りは意志の悪に先行し、その原因となる”という主張や、“意志における悪はすべて無知に還元できる”という主張を引き出すとしたら、これはヘンリクスには認めがたい考え方である。

『任意討論集』第1巻で自説を示した後、ヘンリクスの著作には意志の自由についての論述はしばらく目立たなくなる。再びこの問題を集中的に論じ始めたのは、十年後の『任意討論集』第9巻においてであった(1286年四句節に討論開催)。第9巻5問は「意志が自己自身を動かす」ことを詳細に論じ、同6問では、「命令」という精神の内的作用をになう能力は理性ではなく意志であることが主張される。どちらの結論もヘンリクスの基本思想の延長線上に整合的に位置づけられるが、トマスの理論との決別を宣言するものである。続く『任意討論集』第10巻(1286年待降節に討論開催)においても意志と理性の関係は重大な論点であり、とくに第9問、10問、13問でこの話題が論じられている。意志に関するヘンリクスの議論が再び活発化したのはなぜか。前述のエギディウス・ロマーヌスのパリ大学復帰が関連していることは間違いないだろう。さらに、同じ1285年には、ヘンリクスの意志論とは対照的な論陣を張ったフォンテーヌのゴドフロワも神学部教授に就任している¹⁵⁾。これらの外的事情がヘンリクスにさらなる考察を迫った面があったと考えられる。

実際、ゴドフロワは次のように述べている。意志の自由を確保するために、あらゆる種類の必然性を排除しなくてはならないと考えるのはおかしい。理性が対象を提示するとき、意志にはその対象を意志しないことができるとか、反対のことは選択できるなど見なすべきではない。そんなことは不可能である、と¹⁶⁾。これはヘンリクスに対する正面から

15) ゴドフロワもヘンリクスと同じ在俗の教授である。パリ大学学芸学部の課程を1274年頃に終えて神学部に進み、ヘンリクスのもとで十年ほど学んだ。その後、1285年から1304年頃まで神学部教授をつとめ、1306/09年没。ゴドフロワの生涯と著作の概要は次を参照。J. F. Wippel, *The metaphysical thought of Godfrey of Fontaines: A study in late thirteenth-century philosophy* (Washington, D. C.: CUAP, 1981), xi-xxxv; 加藤雅人「ガンのヘンリクスとフォンテーヌのゴドフロワの思想」、上智大学中世思想研究所編『中世と近世のあいだ』(知泉書館, 2007年) 225-46頁。

16) Godefridus, *Quodlibet* VIII, q. 16 (PB 4, 165): Ex hoc ulterius patet quod ad servandam libertatem voluntatis postquam ratio dictavit aliquid esse volendum vel appetendum [...] non oportet ponere quod sic omnimoda necessitas excludatur quod

の批判である。ヘンリクスは理性の判断に反することができることを、意志の自由にとって重大な条件だと考えるからである¹⁷⁾。これに続けてゴドフロワは PM と禁令箇条との関係について、こう指摘する。

「理性のうちに誤りや無知がなければ意志のうちに悪はない」というこの命題が真であり、その文言が表現し意図する通りに保持されるべきだということが、神学のすべての教師たちによって容認された。もし仮に、理性の判断に反して意志の選択がありえらむとしたら、この命題は真理をもてないはずだ。したがって、この命題の承認以前に司教によって譴責され、この命題に矛盾するよう見えるいくつかの箇条も、可能な限り、この命題と調和するような仕方でも説明しなければならない¹⁸⁾。

ヘンリクス説に従い、理性に反して意志する「自由」を仮に認めるとしたら、アダムの罪についてすでに言及した通り、正しい知に逆らって悪に向かう意志のはたらきが想定できることになる。だがこれは PM に矛盾するのではないかとゴドフロワは糾弾している。さらに、禁令のいくつかの箇条は PM を基準にしてあらためて解釈し直すべきである。言い換えれば、PM を承認する限り、複数の箇条は誤りと言えなくなる可能性があるとの示唆であり、先に見た二つの箇条がとくに念頭におかれていると思われる。これに対してヘンリクスはどう答えるだろうか¹⁹⁾。

voluntas possit tale quid non velle vel non eligere, immo etiam oppositum eligere possit; hoc enim est impossibile.

17) Henricus, *Quodlibet* I, q. 16 (Opera 5, 103), et passim.

18) Godefridus, *Quodlibet* VIII, q. 16 (PB 4, 165-66): ab omnibus doctoribus in theologia concessum est quod haec propositio est vera et tenenda secundum quod verba eius sonant et praetendunt, scilicet quod non est malitia in voluntate nisi sit error vel nescientia in ratione. Haec enim propositio non posset habere veritatem si contra iudicium rationis posset esse electio voluntatis. Propter quod etiam quidam articuli ab episcopo reprobati, ante approbationem tamen huius propositionis, qui videntur contrariari huic propositioni, sunt sic exponendi quod huic propositioni, prout fieri potest, concordent.

19) 引用したゴドフロワの *Quodlibet* VIII は 1292 年か 93 年の討論にもとづくと考えられているので、ヘンリクスが 1286 年の討論記録 *Quodlibet* X (次節で考察) でそれに応答するという図式は単純にはアナクロニズムである。しかし、86 年にはすでに、禁令と PM の関係を問題視する意見がヘンリクスの周囲で唱えられていたと推測することは不自然

4. 禁令と PM を調停する (*Quodlibet X*, q. 10)

(1) PM と 130 条の関係

ヘンリクスは、“意志の悪には何らかの意味で理性の誤りが随伴している”と理解することで PM を救おうとする。この命題は「原因性について述べているのではなく、時間の同時性について述べている」と解釈できるからである²⁰⁾。このような意味で逸脱の同時随伴を認めうるなら、正しさについても同様に考えることができる。

理性の誤りと意志の悪は時間的に、あるいは持続の点では常に同時に存在する。これは、マギステルたちによって容認された例の命題が、「理性のうちに誤りがなければ意志のうちに悪はない」と述べる通りである。そしてこの命題から、「もし理性が正しければ意志もまた正しい」という命題が帰結する。そうだとしてもやはり、自然本性的に、そして原因性の点では、常に意志の悪が先行する²¹⁾。

同時性に言及しながらも基本的視座は最後の一文にある。禁令 130 条は、「もし理性が正しければ意志もまた正しい」という主張を非難していた。この文が、“理性が正しければ必然的に意志の正しいはたらきが生じる”とか、“正しい理性が原因として先行する場合に限り、はじめて意志は正しく機能できる”という意味なら、ヘンリクスには決して承服できない。禁令は本来、このように解したうえで非難の対象としていたはずである。しかし、PM の場合と同じように、緊密な因果性や先後

ではない。

20) Henricus, *Quodlibet X*, q. 9 (Opera 14, 245): ista conceditur a magistris: «Non est malitia in voluntate nisi sit nescientia sive error in intellectu», quia loquitur de similitudine temporis, non autem de causalitate, et simul tempore est deordinatio in utroque.

21) *Quodlibet X*, q. 10 (Opera 14, 261): licet error rationis et malitia voluntatis semper simul sint tempore sive duratione, ut dicit illa propositio a magistris concessa: «Non est malitia in voluntate nisi sit error in ratione», ex qua sequitur illa: «Si ratio est recta, et voluntas est recta», semper tamen natura et causalitate praecedit malitia voluntatis. ヘンリクスは *Quodlibet X* で、「マギステルたちによって容認された命題」などの言い方に加え、*propositio magistralis* や *propositio magistrorum* という表現も頻繁に用いており、1286 年の時点でこのような通称が一般的であったことがうかがえる。

関係を読み込まず、“正しい理性のはたらきと正しい意志のはたらきが同時に存在する”とゆるやかに解釈する余地はある。130条で禁じられた主張も、同時随伴の観点からなら許容しうることをヘンリクスは認めている。

(2) 129条について

129条は問題がより複雑である。「情念がとどまり個別的な知が現にはたらいっているとき、意志はそれに反してふるまうことはできない」という主張が教授禁止の対象であった。ヘンリクスは基本的にはこの条項を緩和したり撤回したりする必要はないと考えているが、PMとの関連には慎重に気を配っている。この箇条に頻繁に言及する『任意討論集』第10巻10問では、禁令が想定している典型的場面を、意志が正しい知に反してはたらくことはできないという事態だと見なし、この考え方を批判することに力を注いでいる。したがって、考察の力点はアクラシアの分析ではなく、意志と理性の一般的な二項関係におかれており²²⁾、基調となる考え方は次の通りである。

正しい理性がとどまっているとき、それがとどまっている時間でも、意志はそれに反することができ、本来の意味で言われる誤りが理性において生じるよりも先に、意志のうちに悪が生じうる。したがって、理性における誤りは、〔意志の悪に対して〕実質的原因としても、必要条件にすぎない原因としても、決して先行することはない²³⁾。

22) 禁令129条をアクラシアとの関係で論じることは、*Quodlibet* X, q. 10の主眼ではない。実際、情念が実践的推論に及ぼす影響や誤った個別的判断と意志の関係は焦点化されていない。『ニコマコス倫理学』第7巻の分析自体は*Quodlibet* I, q. 17の異論解答ですで行なったので（この議論は本稿では割愛）、ここでは無抑制論の文脈を離れて129条を考え直すのがヘンリクスの戦略のようである。

23) *Quodlibet* X, q. 10 (Opera 14, 259): Sic ergo stante ratione recta, pro hora in qua stat, potest voluntas ei contrariari, et generari prius malitia in voluntate quam error in ratione proprie dictus generetur, ita quod nullo modo praecedat, neque ut causa propter quam sic, neque ut causa sine qua non.

少し一般論を述べておきたい。ヘンリクスの理論の特徴として、罪の行為に限らず広く人間の行為を考える際に、理性や認識対象が意志を動かすと言える範囲をできるだけ縮小する点をあげることができる²⁴⁾。最初の任意討論では、目的を示すことによって理性が動かす仕方を説明するのに、*metaphorice*（比喩的に）という語が用いられている。厳密に言えば、理性によって認識された善が、意志する人を比喩的な意味で動かすのであって、理性が意志を動かすのではない²⁵⁾。ヘンリクスがかろうじて認めるのは、理性は *causa sine qua non*（それなしにはありえない原因、必要条件にすぎない原因）として意志に関わるということである。理性によって対象が提示されなければ意志の具体的はたらきは発動しないから、情報を示し機会を与える点においてのみ理性は意志に奉仕する²⁶⁾。しかしやはり、本来の意味での原因として理性が意志を動かすとは言えない²⁷⁾。理性の認識や判断が意志のはたらきを生じさせる原因であると見なすこと自体が、彼の目には、認識による決定論を誘発する危険をはらむものと映っていた。

先の引用における罪の問題に戻ろう。意志のうちに悪が生じるとき、理性の欠落は決して先行する原因ではない。むしろ逆に、意志の側の悪こそが理性の誤りや暗さを生み出す原因である。最初に意志の悪が理性の誤りを生み出す。それがさらなる意志の悪につながる。やがて、理性は原理的判断さえ欠いた「盲目」におちいり、意志は「頑迷さ」にこり固まる²⁸⁾。意志の悪と理性の誤りが「円環 (*gyrus*)」のように連なっ

24) この点においてヘンリクスとゴドフロワの考えが対照的であることは、前掲「十三世紀末の主知主義論争」160-62頁で考察した。

25) *Quodlibet* I, q. 14 (Opera 5, 89); I, q. 17 (Opera 5, 126-27). 邦訳 689-90, 727頁を参照。

26) *Quodlibet* IX, q. 5 (Opera 13, 123); X, q. 9 (Opera 14, 248-51).

27) Eardleyによれば、ヘンリクスは最初 *metaphorice* という表現に満足していたが、ゴドフロワに応答するために1286年以降 *conditio sine qua non* という動かし方について論じ始めた。P. S. Eardley, "The foundations of freedom in later medieval philosophy: Giles of Rome and his contemporaries," *Journal of the History of Philosophy* 44 (2006), 353-76, esp., 365-66. これほど明瞭な変化を見るべきかどうかは議論の余地があるが（なぜなら、必要条件としての認識対象という考え方は最初の討論にすでに見出されるし、後期の著作で *metaphorice* という語が撤回されたわけではないからである）、少なくとも、主知主義的立場に対抗する議論の中でヘンリクスの意志論の内実が精緻化されたと言うことはできる。この点に関して Kent, *Virtues of the will*, 136-43も参照。

ているという表現を用いているのは、これらの相互作用を示すだけでなく、両者の関係を普通の因果関係として記述することを避ける意図があるのだろう。とはいえ、因果の端緒が意志にあることは繰り返し強調されている。理性の側に主要な原因を見出す人々をヘンリクスは厳しく批判し、「彼らは『倫理学』第7巻におけるアリストテレスの預言に従っており、聖なる書物のうちに封じ込められ、聖人たちによって解き明かされた教説を捨て去っている」と述べる²⁹⁾。

「知が正しいとしても意志が正しいことは必然でない」というのが、ここでの主要な論点である。なぜなら、正しい知は意志が反抗できないほど強力な原因ではなく、ゆがんだ意志は正しい知と同時に成り立ちうるからである³⁰⁾。正しい理性の判断に反して意志がはたらくことができるとするヘンリクスの立場からすると、129条の禁止は当然であった。さらに、彼の考えによれば、129条が禁じられた主たる理由は、理性には意志に必然性を課して動かす力があり、意志はそれに反抗できないとする考え方が前提されていると見なせるからである。これは意志の自由にとって脅威となる思想である³¹⁾。

(3) 瞬間の分割

ヘンリクスとしては、むしろ意志の悪が理性の誤りを引き起こす因果関係のほうを強調したい。同時に PM については、意志の悪と理性の誤りの同時随伴という方向で解釈したい。この調停の難しい二つの課題に対処するために提示されるのは、「瞬間を分割する」という独特の議

28) *Quodlibet* X, q. 10 (Opera 14, 260-61): Et per hunc modum in gyrum malitiam voluntatis sequitur error rationis per obscurationem, et e converso errorem rationis maior malitia voluntatis et illam maior obscuratio, et sic gradatim quousque ad plenam rationis excaecationem sequatur voluntatis perfecta obstinatio, sic tamen quod semper causalitas incipit a malitia voluntatis.

29) *Quodlibet* X, q. 10 (Opera 14, 261): e contra illi quod dicunt quidam, ut habitum est in fine praecedentis quaestionis, qui in hoc prophetiam sequuntur Aristotelis in VIIo Ethicorum, dimittentes doctrinam clausam in libris sacris et a sanctis expositam, ut patet ex dictis. この箇所ですべてを裏づけるためにヘンリクスが重視している典拠は、アウグスティヌスの『詩篇注解』である。

30) *Quodlibet* X, q. 10 (Opera 14, 267 ff).

31) *Quodlibet* X, q. 9 (Opera 14, 248); q. 10 (Opera 14, 267).

論である。

瞬間 A において、小罪であれ大罪であれ最初に意志の悪があったとする。これに先立つ時間の全体において、意志が選んだこととは反対のことについて理性の正しさと完全な明瞭さが先立っていたことはありえる。しかし、瞬間 A に意志の悪が生じると同時に、これと同じ瞬間に理性はその正しさから逸脱し、その明瞭さから引き離されて暗くされた。それにもかかわらず、自然本性においては、意志のうちに悪が生じたほうが、理性がこのように逸脱したよりも先である。知性認識に即しては A という同一の瞬間を、自然本性にもとづく先後関係に即して二つの印 (*duo signa*) に分割すべきであろう³²⁾。

物理的には同一の瞬間の、いわば内部構造を非時間的に分析する考え方である。意志の悪は「より先の印」に位置づけられるが、このレベルでは理性は正しいままにとどまっている。意志の悪と理性の正しさは、より先の印の内部では両立している。他方、「より後の印」に理性の誤りが位置づけられる³³⁾。

このモデルを使ってヘンリクスは前述の二つの課題に答えようとしている。第一に、意志の悪と理性の誤りが同時に生じているという PM 解釈を確保する。時間的に見れば、あくまでも両者は或る同一の瞬間において同時に併存する。第二に、意志の悪が理性の誤りに先立つ原因であるという主意主義の原理を貫徹する。「より先の印」と「より後の印」の二つに瞬間を分割するというアイデアによって、意志の悪と理性の

32) *Quodlibet* X, q. 10 (Opera 14, 261): Puta, si primo fuerit malitia voluntatis in *a* instanti, sive venialis sive mortalis, toto tempore praecedente potuit praecessisse rectitudo et plena claritas rationis de contrario eius quod voluntas elegit, sed simul cum generata est malitia voluntatis in *a*, in eodem instanti declinata est ratio a sua rectitudine et a sua claritate obscurata; verumtamen natura prius est malitia in voluntate generata quam ratio sic est declinata, ut secundum intellectum idem instans quod est *a*, oporteat dividere in duo signa secundum prius et posterius secundum naturam.

33) *Ibid.*: in priore signo malitia voluntatis est generata, stante adhuc rectitudine rationis absque omni obscuracione vitiosa contracta a voluntate, in posteriore vero ratio declinata est per aliqualem obscuracionem vitiosam.

誤りという二つの事態は、たしかに原因と結果の関係をもつと言うことができる³⁴⁾。

5. まとめと展望

先行する原因として意志を強調する点でヘンリクスは禁令と軌を一にしている。しかし同時に、主知主義的解釈の余地がある PM を公式に認めた立場でもあったことから、いわば外野から議論することは許されず、きわめて難しい状況におかれることになった。禁令の権威を前面に押し出して PM を無視するか、あるいは逆に、PM を根拠にして禁令箇条の不備を批判することができれば、理論上は楽である。だが、ヘンリクスはその中間のけわしい道を進んだ。第 4 節で見てきた『任意討論集』第 10 巻の叙述には、禁令と PM を整合的に両立させようとする苦心がよく表われている。それでも、意志と理性の関係について最初の『任意討論集』で示した基本姿勢が揺らぐことはなく、主意主義の立場は一貫していると見てよい。

最後にあらためて、ヘンリクスが意志をこれほど重視する理由を考えてみよう。理性の判断が意志の具体的はたらきを左右するという考え方に対して彼が否定的なのは、すでに述べた通り、認識による決定論につながるおそれがあると懸念したからである。知が正しいとしても意志が正しいとは限らないというヘンリクスの主張自体はトマスも認めるはずである。しかし、ヘンリクスの場合、この主張は例外的な逸脱形態の説明ではなく、そう考えなければ意志の自由が守れないというのが根本の着想で、この点はトマスとまったく異なる。二人の理論の関係についてはもっと丁寧に考える必要があるが、その違いは意志と理性の距離をどう見積もるかに由来すると思われる。たしかに理性と意志はトマスの場合にも別個の独立した能力である。しかし、理性が意志を動かすという

34) この議論について S. D. Dumont, "Time, contradiction and freedom of the will in the late thirteenth century," *Documenti e studi sulla tradizione filosofica medievale* 3 (1992), 561-97 が詳細に論じている (とくに 577-97 参照)。当該論文の主旨は、14 世紀に論じられた瞬間における変化の理論 (quasi-Aristotelianism) の嚆矢としてヘンリクスの論述を位置づけることである。Dumont は *Quodlibet* X, q. 10 と q. 13 における瞬間分割の説明に明瞭な違いがあると主張する。ここで細部の検討はできないが、両箇所ともヘンリクスの考え方の基本的性格は本文に述べた通りである。

場面を考察する際、トマスは意志に対する必然的決定についてヘンリクスほど警戒していない様子で、むしろ議論の力点は二つの能力の親密さにある³⁵⁾。この点に注目すると、禁令以降の主意主義的思潮の高まりの要因のひとつは、意志にとって理性さえも外的と見なす発想ではないかと推測できる。さらに言えば、この発想は同時に、主知主義的な決定論に傾く人々の側にも共有されていたはずである。だからこそ、動かす原因としてどちらが先行するか、あるいは、どちらが優勢かという論点が前景化してくると言えるだろう。

本稿で考察したのは、意志と理性の関係をめぐる13世紀末の論争のごく限られた一局面である。ひとまず今は、禁令箇条とPMをめぐってヘンリクスが行なった議論が、この時期の倫理思想の展開を知るための重要な手がかりであることを再確認し、小論の目的は果たされたものとしてほしい。

テキストと翻訳

引用では *uoluntas* を *voluntas* にするなど文字遣いを一部変更した箇所がある。

Henricus de Gandavo, *Quodlibet I* (Opera omnia 5), ed. R. Macken, Leuven: Leuven University Press, 1979; *Quodlibet IX* (Opera omnia 13), 1983; *Quodlibet X* (Opera omnia 14), 1981.

ガンのヘンリクス『任意討論集』、八木雄二・矢玉俊彦訳、『中世思想原典集成』13、平凡社、1993年、679-736頁。(Quodlibet I, qq. 14-17の翻訳)

Aegidius Romanus, *Apologia* (Opera omnia III. 1), edition et commentaire par R. Wielockx, Firenze: Leo S. Olschki, 1985.

Godefridus de Fontibus, *Les Quodlibets huit, neuf, dix* (Les Philosophes Belges IV), ed. J. Hoffmans, Louvain: Institut Supérieur de Philosophie de l'Université, 1924-31. [=PB 4]

La condamnation parisienne de 1277, Nouvelle édition du texte latin, traduction, introduction et commentaire par D. Piché, Paris: Vrin, 1999.

パリ司教エティエンヌ・タンピエ「一二七〇年の非難宣言／一二七七年の禁令」、八

35) この点に関して、拙稿「トマスは主知主義者か——知性と意志の関係」、『南山神学』36号(2013年)191-216頁で論じた。

木雄二・矢玉俊彦訳、『中世思想原典集成』13, 平凡社, 1993年, 643-78頁.
Chartularium Universitatis Parisiensis, eds. H. Denifle et É. Chatelain, I, Paris:
Delalain, 1899; Reprinted by Cambridge University Press, 2014. [=CUP]

* 本稿は科学研究費補助金 25284005 (盛期・後期スコラ哲学の「実践的な知」と現代徳倫理学, 研究代表者・川添信介) による研究成果の一部である。